

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程

平成22年4月1日

法人規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）に勤務する教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 給料は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。

- 2 教職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。
- 3 生活に必要な施設等の全部又は一部が教職員に支給される場合においては、別に細則で定めるところにより、その教職員の給料を調整することができる。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表（別表第1）
- (2) 教育職給料表（別表第2）

- 2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところによる。

(初任給、昇格、昇給の基準)

第4条 理事長は、法人の組織に関する規程等の趣旨に従い、及び前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 教職員の職務の級は、昇給等規程で定める基準に従い決定する。
- 3 新たに教職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程で定めるところにより決定する。
- 5 教職員の昇給は、昇給等規程で定める日に、同日前1年間における当該教職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 6 前項の規定により教職員（55歳以上の教職員で昇給等規程で定めるものを除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するもの（昇給等規程で定める教職員に限る。）にあっては、3号給）とすることを標準として昇給等規程で定める基準に従い決定するものとする。
- 7 55歳以上の教職員で昇給等規程で定めるものの第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該教職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて昇給等規程で定める基準に従い決定するものとする。
- 8 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第5項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、昇給等規程で定める。
- 11 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）第3条、第4条、公立大学法人金沢美術工芸大学職員の定年等に関する規程（以下「職員定年等規程」という。）第8条又は附則第4条の規定により採用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 12 再雇用教職員で再雇用規程第4条、職員定年等規程第8条又は附則第4条に規定する短時間勤務の職を占める教職員（以下「再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。（派遣職員の給料）
- 第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年金沢市条例第3号）第2条第1項の規定により金沢市から派遣された職員の給料月額は、その者が金沢市職員として引き続き職務に従事するものとみなして決定される給料月額との均衡を著しく失することのないよう、あらかじめ理事長の承認を得て決定しなければならない。
- （給料の支給）
- 第6条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。
- 2 給料の支給定日は、毎月21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の平日（祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たらない日をいう。）を支給定日とする。
- 3 前項において、特に必要があると認めた場合には、支給定日を繰り上げ又は繰り下げることができる。
- 4 教職員又は教職員の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために、教職員から給料の請求があった場合には、給与期間中給料の支給定日前であっても、請求の日までの給料を日割計算（第7条第5項に規定する日割りによる計算方法をいう。以下同じ。）により支給することができる。

第7条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した教職員が離職した日に再び教職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 教職員が死亡したときは、その月分の給料全額を支給する。

4 教職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1) 就業規則第12条第1項第1号、第2号若しくは第6号の規定により休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員出向規程（以下「出向規程」という。）第2条の規定により出向し、又は出向の終了により職務に復帰した場合

(3) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程（以下「育児休業規程」という。）第5条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(4) 就業規則第43条の規定により停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

5 第1項、第2項又は前項の規定により、給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間規程第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第8条 既支給の給料に過不足があったときは、次期給与期間の支給日において、これを精算する。ただし、次期の給料を支給しないときは直ちに返納させる。

第9条 在職中死亡した者に対する給料は、その遺族に支給する。この場合の遺族の範囲及び順位は、恩給法（大正12年法律第48号）の定めるところによる。

（給料の調整額）

第10条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、調整額を支給する。

2 前項の規定により給料の調整を行う職は、別表第3の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

3 教職員の給料の調整額は、当該教職員の属する職務の級に応じて別表第4に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第3の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再雇用短時間勤務教職員にあってはその額に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間規程第3条第2項に規定する育児短時間勤務教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）にあってはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。）とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額とする。

4 給料の調整額は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。

（管理職手当）

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち、別表第5に掲げる職（理事長がこれに相当すると認める職を含む。）について、その特殊性に基づいて支給する。

2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める教職員に適用される給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び当該職に係る別表第5の区分欄に定める区分に応じ、別表第6の右欄に定める額（育児短時間勤務教職員にあってはその額に勤務時間規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。）とする。ただし、当該職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

3 管理職手当は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項及び第14条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員（同条において「一般職9級教職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものをいう。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4）満60歳以上の父母及び祖父母

（5）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（6）重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員（第14条第4項第4号及び第6号において「一般職8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項及び同条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項及び第14条第4項第7号において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 前条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

（1）教職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

（2）年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

（3）重度心身障害者の場合は、前2号の規定によるほか、終身労務に服することができない程

度でない者

- 2 教職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その教職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
- 3 理事長は、教職員から第14条第2項の規定による届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族がこの規程に定める要件を備えているかを確かめて認定しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定による認定を行うときその他必要があると認めるときは、扶養の事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

第14条 新たに教職員となった者に扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第12条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届（第1号様式）により事務局次長（これに準ずる職にある者。以下同じ。）を経て行うものとする。
- 3 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が教職員となった日、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職9級教職員等以外の教職員から一般職9級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 4 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を

改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般職9級教職員等が一般職9級教職員等以外の教職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般職8級教職員等が一般職8級教職員等及び一般職9級教職員等以外の教職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職9級教職員等以外のものが一般職9級教職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職8級教職員等及び一般職9級教職員等以外のものが一般職8級教職員等となった場合
- (7) 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第15条 扶養手当は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

- 2 扶養手当は、教職員が次の各号に掲げる場合に該当し、給料を減額されたときにおいても、減額されないものとする。
 - (1) 第21条の規定により給与を減額された場合
 - (2) 就業規則第43条の規定により減給の処分を受けた場合
- 3 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不当に扶養手当の支給を受けたときは、これを返納させるものとする。
(地域手当)

第16条 教職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。ただし、出向規程第2条第1項第1号の規定による出向（以下「在籍出向」という。）の期間にあつては、当該出向先の地域等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 地域手当は、給料の支給定日に給料の支給方法に準じて支給する。

第17条 在籍出向から職務に復帰した教職員又は地方公務員、国家公務員若しくはその業務が法人の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち、次の各号に定めるものに使用される者であった者で、引き続き給料表の適用を受ける教職員（採用の事情等を考慮して理事長が定める教職員に限る。）には、当該在籍出向からの復帰の日又は給料表の適用を受けることとなった日の前日における勤務地及び当該勤務地での在勤期間等を考慮して、理事長が定める額を当該異動の日から1年を経過する日までの間、地域手当として支給する。

- (1) 沖縄振興開発金融公庫

- (2) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
- (3) 前2号に掲げる法人のほか、理事長がこれらに準ずる法人であると認めるもの（住居手当）

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人が設置する宿舍を貸与され、使用料を支払っている教職員その他公立大学法人金沢美術工芸大学教職員住居手当規程（以下「住居手当規程」という。）で定める教職員を除く。）
 - (2) 第20条第1項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が設置する公舎その他住居手当規程で定める住宅を除く。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして住居手当規程で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する教職員にあっては、当該各号に掲げる教職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額22,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から10,000円を控除した額
 - イ 月額22,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から22,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を12,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当規程の定めるところによる。

（通勤手当）

第19条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする教職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で公立大学法人金沢美術工芸大学教職員通勤手当規程（以下この条において「通勤手当規程」という。）で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例

とする教職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２ 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第１号に掲げる教職員 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下この号において「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第３号において「１か月当たりの運賃相当額」という。）が60,000円を超えるときは、支給単位期間につき、60,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該教職員が２以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、１か月当たりの運賃相当額の合計額が60,000円を超えるときは、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第２号に掲げる教職員 支給単位期間につき、次の表に定める額（再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して通勤手当規程で定める教職員にあっては、その額から、その額に通勤手当規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

自動車等の片道の使用距離		支給額
キロメートル以上	キロメートル未満	
	4	2,200円
4	6	4,400円
6	8	5,200円
8	10	6,100円
10	12	7,100円
12	14	8,200円
14	16	9,300円
16	18	10,500円
18	20	11,700円
20	22	12,900円
22	24	14,100円
24	26	15,300円
26	28	16,450円
28	30	17,600円
30	32	18,700円
32	34	19,850円
34	36	21,000円
36	38	22,150円
38	40	23,300円
40	42	24,400円

42	44	25,150円
44	46	25,900円
46	48	26,600円
48	50	27,300円
50	52	28,000円
52	54	28,750円
54	56	29,500円
56	58	30,200円
58	60	30,900円
60		31,600円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が60,000円を超えるときは、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当規程で定める通勤手当にあっては、通勤手当規程で定める期間）に係る最初の月の通勤手当規程で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として通勤手当規程で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

6 通勤手当は、給料の支給定日、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当規程で定める。

（単身赴任手当）

第20条 在籍出向したこと若しくは在籍出向から職務に復帰したこと（以下「復帰」という。）又は地方公務員、国家公務員若しくはその業務が法人の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人（第17条各号に規定されるものに限る。）に使用される者から引き続き給料表の適用を受ける教職員（採用の事情等を考慮して理事長が定める教職員に限る。）となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他公立大学法人金沢美術工芸大学教職員単身赴任手当規程（以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直前の住居から在籍出向若しくは復帰又は適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常

況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長の定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 単身赴任手当は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 単身赴任手当は、教職員が次の各号に掲げる場合に該当し、給料を減額されたときにおいても、減額されないものとする。
 - (1) 第21条の規定により給与を減額された場合
 - (2) 就業規則第43条の規定により減給の処分を受けた場合
- 6 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当規程で定める。

（給与の減額）

第21条 教職員が勤務しないときは、勤務時間規程第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間規程第11条に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第12条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間規程第11条に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第12条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間規程第13条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第22条 前条の規定により給与を減額する方法は、次の各号による。

- (1) 前条に規定する給与の減額は、翌月以降の給料の支給の際に控除する。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額を給料から控除することができないときは、その減額すべき額を、減額すべき事由のあった給与期間の次の給与期間に係る給与の支給日までに返納させる。
- (2) 減額すべき額の基礎となる勤務しなかった全時間数に1時間未満の端数を生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

（時間外勤務手当）

第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（そ

の勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した場合) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第25条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 勤務時間規程第6条に規定する週休日の振替等により新たに勤務することとなる日の属する週(以下この項及び次項において「特定の週」という。)の勤務時間が38時間45分以下になる場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

(2) 特定の週の勤務時間が38時間45分を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分以下の場合 38時間45分から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

3 前項において、特定の週に第25条の規定により休日勤務手当が支給される日が属するときは、前項に「38時間45分」とあるのは、「38時間45分に第25条の規定により休日勤務手当が支給される日に勤務した時間を加えた時間」と読み替えるものとする。

4 再雇用短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と勤務時間規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(第2項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を除く。)との合計が1か月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)、勤務時間規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 勤務時間規程第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規

の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の175）から第1項に規定する理事長の定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、勤務時間規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50から第2項に規定する理事長が定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 7 第4項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する理事長の定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第24条 前条及び次条の規定は、第11条第1項に規定する職にある教職員には適用しない。

（休日勤務手当）

第25条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（時間外勤務手当等の支給）

第26条 時間外勤務手当及び休日勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）は、その月分を翌月の給料支給定日に支給する。

- 2 教職員が勤務時間規程第9条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間規程第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

- 3 時間外勤務手当等の支給方法については、第6条第4項及び第7条第2項の規定を準用する。

（時間外勤務及び休日勤務の手続）

第27条 時間外勤務及び休日勤務の手続については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 理事長が教職員（第11条第1項に規定する職にある教職員を除く。）に時間外勤務又は休日勤務を命ずる場合には、時間外勤務等命令簿（第2号様式。以下「命令簿」という。）による。
- (2) 命令簿には、理事長（その委任を受けた者を含む。）の指定する教職員の確認の印を受けなければならない。

（時間外勤務手当等の支給手続）

第28条 時間外勤務手当等について、理事長（その委任を受けた者を含む。）は、その月分の時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の総時間数を取りまとめ、時間外勤務手当等整理簿を作成し、保管しなければならない。

（時間外勤務等の時間計算）

第29条 その月の時間外勤務等の総時間数は、時間外勤務手当（時間外勤務1時間当たりの給与額の区分に分ける。）、休日勤務手当の区分ごとに集計し、それぞれの集計において1時間未満の端数を生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

（時間外勤務等の特例）

第30条 教職員が職務により出張している場合には、その期間中は正規の勤務時間を勤務したものとみなし、時間外勤務手当等は支給しない。ただし、あらかじめ正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、又は勤務時間規程第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日、勤務時間規程第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は同規程第11条及び第12条の規定に基づく休日等（以下「週休日又は休日等」という。）に勤務することを命ぜられた場合は、この限りでない。

（管理教職員特別勤務手当）

第31条 第11条第1項に規定する職にある教職員が 臨時又は緊急の必要その他の職務の運営の必要により週休日又休日等に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条第1項に規定する職にある教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

3 管理教職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該教職員の占める職に係る別表第3の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額。

ア 1種 12,000円

イ 2種 10,000円

ウ 3種 8,500円

エ 5種 6,000円

（2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該教職員の占める職に係る別表第3の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額。

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,000円

ウ 3種 4,300円

エ 5種 3,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした第11条第1項に規定する職を占める職員には、その引き続く勤務に係る第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 理事長（その委任を受けた者を含む。）は、別に定めるところにより、管理教職員特別勤務実績簿及び管理教職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

6 前4項に定めるもののほか、管理教職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第32条 勤務1時間当たりの給与額は、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間（再雇用短時間勤務教職員にあってはその時間に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務教職員にあってはその時間に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間））を減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第33条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第35条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末勤勉手当規程」という。）で定める日（次条及び第35条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教職員（第38条第6項の規定の適用を受ける教職員及び期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの教職員のうち、期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。第36条第2項において「特定幹部教職員」という。）にあっては100分の102.5を、大学院の任期付任用教授（大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項の規定により任期を定めて任用された教授をいう。以下同じ。）にあっては100分の170を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における当該教職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再雇用教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。

5 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として期末勤勉手当規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務の級等を考慮して期末勤勉手当規程で定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程

で定める割合を乗じて得た額（期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第22条の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第35条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を知った日から60日経過後にあつては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件

につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該教職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の期末勤勉手当規程で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教職員（期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の教職員のうち再雇用教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部教職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教職員のうち再雇用教職員 当該再雇用教職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部教職員にあっては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第33条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第36条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(特定の教職員についての適用除外)

第37条 第10条から第15条まで、第18条、第23条から第30条及び第36条の規定は、大学院の任期付任用教授には適用しない。

2 第4条第3項から第10項まで、第12条から第15条まで、第17条及び第18条及び第20条の規定は、再雇用教職員には適用しない。

(休職者の給与)

第38条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第12条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第12条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる

3 教職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第12条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 教職員が就業規則第12条第1項第2号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 休職にされた教職員には、他の法令又は法人の規程等に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第33条第1項に規定する基準日前1か月以内に離職し、又は死亡したときは、第33条第1項の規定により期末勤勉手当規程で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、期末勤勉手当規程で定める教職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは、「第38条第6項」と読み替えるものとする。

8 就業規則第12条第1項第6号の規定による休職者には、いかなる給与も支給しない。

(端数計算)

第39条 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第23条及び第25条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当等の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

2 この規程による教職員の給料及び各手当の算出額並びに第33条第4項に規定する期末手当基礎額及び第36条第3項に規定する勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(口座振替による給与の支払)

第40条 給与は、教職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第41条 次に掲げるものは、給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 共済掛金
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 教職員との書面協定により賃金から控除することとしたもの

(委任)

第42条 この規程及びその他の法人の規程等に定めるもののほか、教職員の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、教職員の給料月額、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される教職員、任期を定めて任用される教職員及び非常勤教職員
 - (2) 教育職給料表の適用を受ける教職員
 - (3) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の定年の特例に関する規程第2条第1項又は第2項の規定により勤務している職員
 - (4) 職員定年等規程第5条第1項又は第2項の規定により同規程第4条に規定する異動期間（同規程第5条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規程第3条に規定する職を占める職員
- 4 職員定年等規程第4条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長の定めるところに

より、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 8 附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第33条第5項（第36条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第33条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）第33条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第38条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附則第2項にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規程附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、改正後の給与規程附則第6項の規定の適用を受けない教職員に限る。）からこれらの教職員以外の教職員（以下「減額改定対象教職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象教職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象教職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程第20条第2項に規定する単身赴任手当規程で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の理事長が定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職 務 の 級	号給
一般職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から64号給まで

	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から32号給まで
	5 級	1 号給から24号給まで
	6 級	1 号給から16号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
教育職給料表	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から24号給まで

(2) 平成22年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（平成22年 4 月 1 日前に55歳に達した教職員に関する読替え）

- 3 平成22年 4 月 1 日前に55歳に達した教職員に対する改正後の給与規程附則第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年12月 1 日）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（委任）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この規程は、平成23年12月 1 日から施行する。
- 平成23年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程第33条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第38条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項若しくは附則第 2 項にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 平成23年 4 月 1 日（同月 2 日から同年12月 1 日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項において「給与規程」という。）附則第 6 項の規定の適用を受けない教職員に限る。）からこれらの教職員以外の教職員（以下「減額改定対象教職員」という。）となった者（平成23年 4 月 1 日に減額改定対象教職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が 2 以上

あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象教職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第20条第2項に規定する単身赴任手当規程で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.39を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の理事長が定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職 務 の 級	号 給
一般職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から76号給まで
	3 級	1 号給から60号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から36号給まで
	6 級	1 号給から28号給まで
	7 級	1 号給から16号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで
教育職給料表	1 級	1 号給から100号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から64号給まで
	4 級	1 号給から52号給まで
	5 級	1 号給から24号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.39を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整)

2 平成24年4月1日において在職する教職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員を除く。）のうち、平成21年4月1日において職員の給与に関する条例（昭和26年金沢市条例第7号）第5条第5項の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が定める教職員を除く。）その他当該教職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 平成25年4月1日において在職する教職員（同日において、その職務の級における最高の号

給を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年4月1日及び平成20年4月1日において職員の給与に関する条例第5条第5項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が定める教職員を除く。)その他当該教職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 4 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第3条第2項に規定する育児短時間勤務教職員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条及び附則第4条、第5条、第6条及び第10条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下この項及び附則第3条において「改正後の規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 第2条 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要があると認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 第3条 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 第4条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要があると認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(理事長が定める教職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第11条第1項に規定する職を占める教職員(再雇用教職員を除く。以下この項において「特定教職員」という。))に

あつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあつては、特定教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第6条 切替日から平成30年3月31日までの間における給与規程第20条第2項の規定の適用については、「30,000円」を「30,000円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。

（委任）

第7条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年3月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項、第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与規程第33条第2項、第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12

(給与の内払)

(平成32年 3 月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下「第2条改正後給与規程」という。）第12条第1項ただし書及び第14条第4項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規程第12条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員（第14条第4項第4号及び第6号において「一般職8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項及び同条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（第14条第4項において「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,700円（教職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（同条第1項第3号及び第4号並びに第4項において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（一般職9級教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第12条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者があった場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第12条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、同条第3項中「扶養親族（一般職9級教職員等にあっては、扶養親族たる子に限

る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級教職員等から一般職 9 級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 9 級教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第 1 項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職 9 級教職員等以外の教職員から一般職 9 級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 9 級教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 4 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間は、第 2 条改正後給与規程第12条第 1 項ただし書及び第14条第 4 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 2 条改正後給与規程第12条第 3 項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員（以下「一般職 8 級教職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、「次項及び同条」とあるのは「次項並びに第14条第 1 項第 2 号及び第 4 項第 7 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（一般職 9 級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級教職員等から一般職 9 級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職 9 級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職 9 級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 3 項中「扶養親族（一般職 9 級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級教職員等から一般職 9 級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合にお

いてその教職員に扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級教職員等以外の教職員から一般職9級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第4項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第12条第1項ただし書並びに第14条第4項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与規程第12条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第14条第4項第4号及び第6号において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「第14条第4項第4号」とあるのは「同条第4項第4号」と、「一般職8級教職員等」とあるのは「一般職8级以上教職員等」と、「次項及び同条」とあるのは「次項並びに同条第1項第2号及び第4号第7号」と、同条第1項中「扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第3項中「扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級教職員等以外の教職員から一般職9級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第4項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職8級教職員等が一般職8級教職員等及び一般職9級教職員等」とあるのは「一般職8级以上教職員等が一般職8级以上教職員等」と、同項第6号中「一般職8級教職員等及び一般職9級教職員等」とあるのは「一般職8级以上教職員等」と、「が一般職8級教職員等」とあるのは「が一般職8级以上教職員等」とする。

（委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成29年12月27日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「改正後の規程」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（次条において「改正後の平成28年改正規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項、第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の規程及び改正後の平成28年改正規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年12月25日決裁。以下この条において「平成26年改正規程」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）及び第3条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与（平成26年改正規程附則第5条の規定による給料を含む。）及び改正後の平成28年改正規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程の一部改正)

第4条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し並びに同項及び附則第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第5条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成30年12月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与規程第33条第2項及び第36条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和元年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項及び第36条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、必要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（第1号イにおいて「新給与規程」という。）第33条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第33条第4項から第6項まで（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第38条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同月前1か月以内に退職した者にあつては当該退職をした日）における次の各号に掲げる教職員（給与規程の適用を受ける者、役員（公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等

規則の適用を受ける者をいう。以下同じ。)及び非常勤教職員(公立大学法人金沢美術工芸大学非常勤教職員就業規則の適用を受ける者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 次号から第4号までに掲げる教職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる教職員以外の教職員 127.5分の15

イ 新給与規程第33条第2項に規定する特定幹部教職員(以下「特定幹部教職員」という。) 107.5分の15

(2) 再雇用教職員(公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の再雇用に関する規程第3条又は第4条の規定により採用された教職員をいう。) 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる教職員以外の教職員 72.5分の10

イ 特定幹部教職員 62.5分の10

(3) 役員 167.5分の10

(4) 非常勤教職員 127.5分の5

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和4年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下この項及び次条において「改正後の規程」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項及び第36条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和5年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下この項及び次条において「改正後の規程」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項及び第36条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金

沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用教 職員 以外 の教 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,500	208,500	241,500	272,300	296,100	323,900	366,400	411,300	461,000
	2	163,600	210,200	243,000	273,900	298,200	326,100	369,000	413,700	464,100
	3	164,800	211,900	244,400	275,400	300,200	328,300	371,400	416,200	467,100
	4	165,900	213,400	245,800	277,000	302,100	330,300	373,800	418,600	470,100
	5	167,000	214,900	247,000	278,500	303,900	332,300	375,700	420,500	473,100
	6	168,100	216,700	248,600	280,200	305,700	334,300	378,200	422,600	476,100
	7	169,200	218,400	250,100	282,000	307,300	336,200	380,500	424,700	479,100
	8	170,300	220,100	251,500	283,800	308,900	338,100	383,000	426,900	482,300
	9	171,300	221,600	252,600	285,500	310,500	340,000	385,400	428,800	485,000
	10	172,700	223,100	254,000	287,400	312,700	342,000	388,000	430,900	488,100
	11	174,000	224,600	255,500	289,200	315,000	344,000	390,600	433,000	491,100
	12	175,300	226,100	256,800	291,000	317,000	346,000	393,200	434,900	494,200
	13	176,500	227,300	258,100	292,800	319,000	347,800	395,500	436,600	496,900
	14	178,000	228,700	259,300	294,400	321,000	349,800	397,900	438,400	499,200
	15	179,500	230,200	260,500	295,800	322,900	351,700	400,100	440,400	501,500
	16	181,100	231,600	261,700	297,200	324,800	353,600	402,400	442,300	503,800
	17	182,200	233,000	262,900	298,700	326,700	355,400	404,200	444,100	505,800
	18	183,600	234,600	264,200	300,700	328,700	357,400	406,100	445,900	507,200
	19	185,000	236,100	265,500	302,700	330,600	359,200	408,000	447,700	508,700
	20	186,400	237,500	266,800	304,500	332,500	361,100	409,800	449,400	510,100
	21	187,700	238,700	268,200	306,200	334,200	363,000	411,600	451,200	511,300
	22	190,100	240,300	269,700	308,100	336,200	364,900	413,400	452,700	512,700
	23	192,300	241,800	271,300	310,000	338,200	366,800	415,200	454,100	514,200
	24	194,500	243,200	272,900	311,800	340,100	368,700	417,000	455,600	515,700
	25	196,700	244,200	274,500	313,600	341,500	370,600	418,600	457,000	516,800
	26	198,400	245,700	276,200	315,600	343,400	372,500	420,100	458,300	517,900
	27	199,900	247,000	277,800	317,600	345,300	374,400	421,600	459,600	519,100

28	201,400	248,200	279,400	319,500	347,200	376,300	423,100	460,800	520,300
29	202,900	249,300	281,000	321,200	348,800	377,800	424,600	461,800	521,300
30	204,300	250,300	282,500	323,200	350,700	379,600	425,900	462,500	522,300
31	205,700	251,200	284,000	325,200	352,500	381,400	427,200	463,300	523,200
32	207,100	252,100	285,500	327,200	354,300	383,000	428,400	464,000	524,100
33	208,500	253,000	286,600	328,400	356,200	384,700	429,600	464,700	524,900
34	209,800	253,900	288,200	330,400	358,000	386,100	430,900	465,500	525,800
35	211,100	254,700	289,700	332,300	359,700	387,500	432,200	466,200	526,500
36	212,400	255,500	291,200	334,300	361,400	388,900	433,400	466,800	527,000
37	213,700	256,200	292,600	336,200	362,800	390,300	434,600	467,300	527,700
38	214,900	257,300	294,200	338,100	364,100	391,500	435,400	467,900	528,300
39	216,100	258,500	295,800	340,000	365,400	392,700	436,200	468,500	529,100
40	217,200	259,600	297,400	341,900	366,800	393,700	437,000	469,100	529,700
41	218,300	260,800	298,900	343,700	367,900	394,800	437,600	469,600	530,200
42	219,400	262,000	300,500	345,600	368,800	396,000	438,300	470,100	
43	220,400	263,100	302,000	347,400	369,800	397,200	439,100	470,500	
44	221,400	264,200	303,500	349,200	370,900	398,300	439,800	470,800	
45	222,300	265,300	305,100	350,700	371,700	399,000	440,600	471,100	
46	223,200	266,400	306,700	352,100	372,600	399,700	441,400		
47	224,100	267,500	308,300	353,500	373,500	400,400	441,800		
48	225,000	268,500	309,800	355,100	374,300	401,100	442,500		
49	225,900	269,500	310,700	356,600	375,100	401,700	443,000		
50	226,800	270,500	312,200	357,400	375,900	402,300	443,400		
51	227,700	271,600	313,800	358,400	376,700	402,800	443,800		
52	228,600	272,500	315,400	359,400	377,400	403,200	444,200		
53	229,400	273,400	317,000	360,300	378,100	403,600	444,600		
54	230,400	274,300	318,600	361,400	378,800	403,900	445,000		
55	231,300	275,200	320,100	362,300	379,500	404,200	445,400		
56	232,100	276,100	321,600	363,300	380,200	404,500	445,700		
57	232,400	277,000	323,000	364,200	380,700	404,800	446,000		
58	233,200	277,900	324,200	364,900	381,300	405,100	446,400		
59	233,900	278,800	325,300	365,600	381,900	405,400	446,700		
60	234,500	279,700	326,400	366,200	382,600	405,700	447,000		

	61	235,100	280,700	327,100	366,600	383,000	406,000	447,300		
	62	235,800	281,700	328,000	367,200	383,700	406,300			
	63	236,400	282,600	328,800	367,900	384,300	406,600			
	64	236,900	283,500	329,600	368,600	384,900	406,900			
	65	237,400	284,000	330,400	368,900	385,300	407,200			
	66	237,900	284,700	330,800	369,600	385,900	407,500			
	67	238,400	285,400	331,400	370,300	386,500	407,800			
	68	239,000	286,300	332,100	370,900	387,100	408,100			
	69	239,500	287,300	332,900	371,200	387,500	408,300			
	70	240,000	288,100	333,600	371,800	388,000	408,600			
	71	240,500	288,900	334,300	372,500	388,500	408,900			
	72	241,000	289,700	334,900	373,100	389,100	409,100			
	73	241,500	290,400	335,400	373,400	389,400	409,300			
	74	242,000	290,900	336,000	374,000	389,800	409,600			
	75	242,400	291,300	336,500	374,700	390,200	409,900			
	76	242,900	291,700	337,100	375,300	390,600	410,100			
	77	243,400	291,900	337,400	375,700	390,900	410,300			
	78	243,900	292,200	337,900	376,200	391,200	410,600			
	79	244,400	292,400	338,300	376,800	391,500	410,900			
	80	244,900	292,700	338,700	377,300	391,700	411,100			
	81	245,300	292,900	339,100	377,800	391,900	411,300			
	82	245,800	293,100	339,600	378,400	392,200	411,600			
	83	246,200	293,400	340,100	378,900	392,500	411,900			
	84	246,600	293,600	340,600	379,200	392,700	412,100			
	85	247,000	293,900	340,900	379,600	392,900	412,300			
	86	247,400	294,200	341,300	380,100	393,200				
	87	247,800	294,500	341,800	380,500	393,500				
	88	248,200	294,800	342,200	380,900	393,700				
	89	248,600	295,100	342,500	381,300	393,900				
	90	249,100	295,500	342,900	381,800	394,200				
	91	249,400	295,800	343,400	382,200	394,500				
	92	249,700	296,200	343,800	382,600	394,700				
	93	250,000	296,400	344,000	382,900	394,900				

	94		296, 600	344, 400						
	95		296, 900	344, 900						
	96		297, 300	345, 300						
	97		297, 500	345, 500						
	98		297, 800	345, 900						
	99		298, 200	346, 300						
	100		298, 600	346, 600						
	101		298, 800	346, 900						
	102		299, 100	347, 300						
	103		299, 500	347, 700						
	104		299, 800	348, 100						
	105		300, 000	348, 600						
	106		300, 300	349, 000						
	107		300, 700	349, 400						
	108		301, 000	349, 800						
	109		301, 200	350, 300						
	110		301, 600	350, 700						
	111		302, 000	351, 000						
	112		302, 300	351, 300						
	113		302, 500	351, 800						
	114		302, 700							
	115		303, 000							
	116		303, 400							
	117		303, 600							
	118		303, 800							
	119		304, 100							
	120		304, 400							
	121		304, 800							
	122		305, 000							
	123		305, 300							
	124		305, 600							
	125		305, 900							
再雇		189, 200	216, 700	256, 800	276, 300	291, 400	317, 000	358, 900	392, 100	443, 500

用教 職員										
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

この表は、職員に適用する。

別表第 2（第 3 条関係）

教育職給料表

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用教 職員 以外 の教 職員		円	円	円	円	円
	1	191,400	233,700	291,400	336,400	411,200
	2	193,500	236,000	294,000	339,300	413,500
	3	195,600	238,200	296,400	342,300	415,600
	4	197,600	240,200	298,700	345,300	417,700
	5	199,500	242,300	301,000	348,200	419,600
	6	201,900	244,000	303,300	350,600	422,000
	7	204,400	245,700	305,400	353,100	424,200
	8	206,800	247,500	307,600	355,600	426,500
	9	209,200	249,600	309,900	358,100	428,200
	10	211,600	251,900	312,300	360,700	430,700
	11	214,000	254,200	314,800	363,300	432,900
	12	216,300	256,200	317,200	366,100	435,100
	13	218,400	258,300	319,500	368,700	436,500
	14	220,300	260,700	321,500	370,400	438,800
	15	222,000	263,000	323,500	372,600	441,000
	16	223,800	265,300	325,200	374,800	443,300
	17	225,800	267,200	327,200	376,500	445,400
	18	227,200	270,000	329,000	378,500	447,700
	19	228,500	272,900	330,800	380,500	449,900
	20	230,000	275,600	332,500	382,300	452,200
	21	231,500	278,300	333,900	384,100	454,200
	22	233,300	280,900	336,300	385,600	456,500
	23	235,100	283,400	338,400	386,800	458,900

24	236,700	285,800	340,600	388,000	461,200
25	238,500	288,200	342,400	389,100	463,200
26	240,600	290,700	344,300	390,800	465,300
27	242,600	293,100	346,400	392,500	467,400
28	244,600	295,600	348,500	394,200	469,500
29	246,400	298,000	350,400	395,900	471,500
30	248,300	300,300	352,300	397,600	473,800
31	250,300	302,500	354,100	399,000	476,000
32	252,300	304,700	355,900	400,300	477,900
33	254,200	306,900	357,800	401,900	479,800
34	255,600	309,100	359,400	403,500	482,000
35	256,900	311,600	360,900	405,000	484,200
36	258,200	313,900	362,300	406,700	486,200
37	259,500	316,200	363,700	407,800	488,300
38	260,800	317,500	365,700	409,300	490,300
39	262,100	319,100	367,600	410,800	492,200
40	263,500	320,500	369,300	412,000	494,100
41	265,200	321,900	371,000	412,900	496,100
42	266,800	322,300	372,800	414,500	498,000
43	268,200	322,700	374,400	416,000	499,700
44	269,600	323,100	375,800	417,600	501,600
45	270,800	323,700	377,500	418,900	503,500
46	272,400	324,200	379,200	420,400	505,300
47	274,000	325,000	380,700	421,800	507,100
48	275,300	325,800	382,200	423,300	508,900
49	276,400	326,400	383,700	424,600	510,600
50	276,900	327,100	385,300	425,800	512,300
51	277,300	327,800	386,800	427,100	514,100
52	277,900	328,500	388,400	428,300	516,000
53	278,300	329,500	389,500	429,000	517,500
54	278,700	330,200	391,000	429,900	519,100
55	279,000	330,600	392,400	430,800	520,800
56	279,400	331,200	394,000	431,700	522,500

57	279,800	331,600	395,300	432,500	524,100
58	280,600	332,300	396,700	433,400	525,400
59	281,400	333,000	398,100	434,300	526,700
60	282,200	333,600	399,400	435,100	527,900
61	282,900	334,300	400,600	435,800	529,100
62	283,800	335,200	402,000	436,700	530,100
63	284,600	336,100	403,400	437,700	531,100
64	285,400	336,900	404,800	438,700	532,100
65	286,100	337,600	405,800	439,600	532,700
66	286,700	338,600	406,900	440,500	533,600
67	287,500	339,300	407,900	441,500	534,500
68	288,200	340,300	409,000	442,400	535,400
69	288,600	340,900	409,900	443,400	536,300
70	289,300	341,800	410,700	444,400	537,100
71	290,000	342,700	411,500	445,300	537,800
72	290,700	343,600	412,200	446,300	538,300
73	291,400	343,900	412,900	447,300	539,000
74	292,300	344,900	413,800	448,200	539,500
75	293,200	345,900	414,600	449,100	540,300
76	294,000	346,900	415,300	450,100	540,900
77	294,500	347,900	415,900	450,900	541,400
78	295,400	348,800	416,400	451,400	542,000
79	296,300	349,700	416,800	452,100	542,600
80	297,100	350,600	417,200	452,700	543,200
81	297,900	351,500	417,500	453,500	543,800
82	298,800	352,400	417,900	454,200	
83	299,600	353,300	418,200	454,500	
84	300,400	354,200	418,600	455,100	
85	300,900	354,800	418,900	455,500	
86	301,700	355,500	419,300	455,900	
87	302,500	356,100	419,700	456,300	
88	303,300	356,700	420,100	456,600	
89	303,900	357,200	420,400	456,900	

90	304,500	357,600	420,800	457,300
91	305,100	358,000	421,200	457,700
92	305,700	358,400	421,500	458,000
93	306,300	358,800	421,800	458,300
94	306,900	359,200	422,200	458,700
95	307,500	359,700	422,500	459,000
96	308,100	360,100	422,800	459,300
97	308,600	360,700	423,100	459,600
98	309,200	361,200	423,500	460,000
99	309,800	361,600	423,800	460,300
100	310,400	362,100	424,100	460,600
101	310,700	362,500	424,400	460,900
102	311,000	363,000	424,800	
103	311,300	363,300	425,100	
104	311,600	363,700	425,400	
105	311,900	364,200	425,700	
106	312,200	364,600	426,000	
107	312,500	365,100	426,300	
108	312,700	365,600	426,600	
109	313,100	366,000	426,900	
110	313,500	366,500	427,200	
111	313,900	367,000	427,500	
112	314,300	367,400	427,800	
113	314,600	367,800	428,100	
114	315,000	368,200	428,400	
115	315,300	368,700	428,700	
116	315,600	369,100	429,000	
117	315,800	369,500	429,200	
118	316,100	369,900		
119	316,500	370,400		
120	316,900	370,800		
121	317,100	371,100		
122	317,400	371,500		

123	317, 800	372, 000		
124	318, 200	372, 300		
125	318, 400	372, 700		
126	318, 600	373, 200		
127	318, 900	373, 700		
128	319, 300	374, 100		
129	319, 500	374, 500		
130	319, 800	375, 000		
131	320, 200	375, 500		
132	320, 400	376, 000		
133	320, 600	376, 500		
134	320, 900	377, 000		
135	321, 300	377, 500		
136	321, 500	378, 000		
137	321, 700	378, 500		
138	321, 900	379, 000		
139	322, 100	379, 500		
140	322, 400	380, 000		
141	322, 800	380, 500		
142	323, 100			
143	323, 400			
144	323, 700			
145	324, 100			
146	324, 400			
147	324, 600			
148	324, 900			
149	325, 300			
150	325, 600			
151	325, 900			
152	326, 100			
153	326, 400			
154	326, 700			
155	327, 000			

	156	327,300				
	157	327,500				
再雇 用教 職員		237,200	284,500	295,500	317,600	402,000

備考

この表は、教員に適用する。

別表第3 適用区分表（第10条関係）

教職員	調整数
ア 大学院の美術工芸研究科（以下「大学院研究科」という。）の授業を常時担当する者及びこれに準ずる者で理事長定める教授、准教授又は講師（以下「大学院担当教官」という。）のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの	3.0
イ 大学院担当教官のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者（アに掲げる者を除く。）	2.0
ウ 大学院担当教官（ア及びイに掲げる者を除く。）	1.0
エ 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教で理事長が定めるもの	
オ 心理士	2.0

別表第4 調整基本額表（第10条関係）

1 一般職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

2 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円

別表第 5（第11条関係）

職	区分
事務局長	1 種
	2 種
事務局次長	3 種
附属図書館長 美術工芸研究所長 教育研究審議会委員	5 種

備考 この表において区分の異なる職を併せ有する者については、上位の区分を適用する。

別表第 6（第11条関係）

1 一般職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
9 級	1 種	104, 200円
8 級	2 種	82, 200円
7 級	2 種	77, 400円
	3 種	66, 400円
6 級	3 種	62, 300円
	5 種	51, 900円

2 教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
5 級	5 種	66, 800円

備考 別表第 5 に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情があると理事長が認める職を占める教職員に支給する管理職手当の額については、当該教職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で理事長が別に定める額とする。

- (1) 当該教職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- (2) 当該教職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- (3) 当該教職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の額の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- (4) 当該教職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の額の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額

第 1 号様式(第 14 条関係)

扶 養 親 族 届

No. _____

年 月 日提出

理事長		届 出 者	職			
所 属 名			住 所			
			氏 名 職 員 番 号			
届出の理由（該当する□に✓印を付すこと） ☐ 1 新たに教職員となった ☐ 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある ☐ 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある （子、孫及び弟妹で満 22 歳の年度末を超えた者を除く。）						
扶養親族の 氏 名	続 柄	生 年 月 日	同 居 の 別 別 居	年 収 額 (職業)	届 出 事 実 の 発 生 年 月 日	届 出 の 事 由
					増 減	
					増 減	
					増 減	
					増 減	
					増 減	
					増 減	
給与規程第 14 条第 1 項の規定に基づき上記のとおり届け出ます。（証明書 通添付）						
記入上の注意 1 続柄欄には、教職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。 2 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。 3 届出の事由欄には、届出の理由の 2 又は 3 に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満 60 歳以上等）をそれぞれ記入する。						

第2号様式(第27条関係)

時間外勤務等命令簿

(課所名) _____

年 月 日(曜日)分

命令者印	確 認 印

[illegible]